

入札監理小委員会
第351回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 5 1 回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年12月 2 日（火）16:46～17:39

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

○産業財産権研究推進事業（特許庁）

2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、石田専門委員

（特許庁）

総務部企画調査課 内山知的財産活用企画調整官

総務部企画調査課人材育成班 牧班長

総務部企画調査課人材育成班人材育成係 山根係長

総務部会計課契約第三係 二村係長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第351回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は「産業財産権研究推進事業」の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）につきまして、特許庁総務部企画調査課内山知的財産活用企画調整官より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は15分程度でよろしくお願いいたします。

○内山知的財産活用企画調整官 ただいま紹介にあずかりました、特許庁企画調査課の内山と申します。

本日は、短めに15分ということで、簡潔に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、流れとしましては、1年前に御説明を差し上げていると伺ってはいるのですが、もう1年たっておりますので、最初に、簡単に産業財産権研究推進事業についての概要を説明させていただいて、次に、民間競争入札実施要項を昨年のものでどのように変更しているのかという部分について、説明させていただき、最後に、今回、10月の終わりから11月の終わりまで4週間の30日の間、パブリックコメントを行いましたので、そのパブリックコメントでの御意見を受けまして、どのように対応していきたいのかということについて、最後に説明させていただくという流れでやらせていただければと思っています。

研究推進事業の概要について説明させていただきます。

こちらは大学で法律を研究されている者の中で、知的財産に関するテーマを選択している方が少ないという課題及び問題意識のもとに、研究者を育成する目的で過去に開始したというお話になっております。

それを受けまして、知的財産をめぐるグローバルな事業活動の展開に伴い、より複雑化また多様化したような課題等につきまして、将来を担う国内外の研究者による研究を支援していくというものでございます。

その効果として、3つ考えておまして、まず、1つ目が国内外の知的財産制度に精通した知的財産研究者の輩出ということで、先ほど問題として挙げさせていただいた部分を解決するというものになっております。

次に2つ目が、国内外の研究者間のネットワークの構築への寄与ということを考えております。

3つ目は、我が国への提言につながるように、研究成果を活用した適切な知的財産制度の設計、構築、運用改善の推進につながるような報告書をつくっていただくということになります。

事業の概要としましては、1年目に研究者の募集、選定を行いまして、2年目に研究者による実際の研究を行っていただき、3年目に研究者による研究報告の執筆、報告書の作成をしていただくということで、実質2年と3月のスパンでの事業になります。

具体的には、3つの研究者に関する事業を行ってございまして、まず1つ目が特別研究者事業というものでございまして、これは国内の研究者を国内の研究機関で、知的財産制度

に関する潜在的な課題等に関しまして、主として我が国の若手研究者に研究に従事していただくというものでございます。

2つ目が国内研究者を国外に派遣させていただくというものでございまして、知的財産制度に関する国際的な動向を調査していただくことや、国内外の比較を知財制度に対して行っていただくというようなことで、外国の研究機関、これは海外の大学も含まれますけれども、そちらに派遣して研究に従事していただくものになります。

最後が、国外の研究者を国内に招へいいたしまして行うものになります。

こちらは、知的財産に関する制度調和等の必要な課題につきまして、日本の知財に関する研究者、またそのネットワークに寄与するような外国の方々に対して、招へいをして研究に従事していただくというものになります。

簡単ですが、研究推進事業の概要について、以上のとおり説明させていただきました。

次に、「民間競争入札実施要項(案)」の説明をさせていただければと思っております。

こちらは、日付が変わっている部分など変更した部分を青色にハイライトをつけさせていただいているのですが、日付等の部分については説明を省かせていただいて、実質的に変わった部分について説明をさせていただきます。

まず、7ページ目をごらんください。

こちらはパブリックコメントでも指摘を受けているところでもあるのですが、先ほど御説明をさせていただいた国内の研究者を国外に派遣するといった派遣研究者に関するものでございまして、受けていただいた事業者が2か月に1回以上、派遣機関の担当者と連絡をとり、派遣研究者の所在、研究の進捗状況及び生活・健康状態について確認をすることというところがございます。これは修正前は1か月に1回以上だったのですが、それを2か月に1回へと変更させていただいております。

こちらは、当然、確認を行っていくということは必要なことだと考えているのですが、派遣先機関の負担の観点というところも踏まえまして、2か月に1回で対応できるのではないかとということで、今回、変更させていただいているということがございます。

実際に2か月に1回となれば、仕様の要件も緩和するということもありますので、より事業としては進めやすくなるのかなと考えております。

次にごらんいただきたいのは、8ページのところになりますが、ここは青色でたくさん変更したように表示されていますが、実質的な変更はございません。招へい研究者をまとめて記載したということですので、実質的に変更がないということで飛ばさせていただきます。

次にごらんいただきたいのは、11ページになります。

11ページの真ん中のところに「研究成果報告書」というところがあるかと思いますが、ここで170部また130程度の研究機関等に配付を行うことという要件が記載されています。

こちらのほうは200部を170部に変更しております、また150の研究機関を130の研究機関へ変更しているということがございます。

これはこれまで昨年又はおととの配付実績を踏まえまして、実質に合うように変更したということをごさしまして、基本的には要件を緩和させていただいているという状況でございます。

次にごらんいただきたいのは、13ページになります。

13ページの④の「研究の質の確保」の部分をごらんいただきたいのですが、アンケートをとらせていただいております、これは研究報告会をさせていただいたときに、参加していただいた聴講者の皆様の評価というところになります。

その評価に対しまして、70%以上の方から「有益」である、若しくは「満足」であるという評価を受けるということになっており、厳しい要件になっていたところを、「得ることを目標とすること」と変更させていただいております。

こちら、もちろん評価が高いことが好ましいというか、それが要件として必要なのは当たり前なのですが、ここはあくまでも厳し過ぎるということで、目標とすると変更させていただいております。

次は、15ページをごらんいただければと思います。

こちらは「入札のスケジュール」を記載したものでございます。入札公告ということで、平成27年1月下旬。次に、入札説明会が2月上旬、ちょっと飛ばしまして、開札が27年3月中旬ということになっております、これは3月中に事業者を選定して、4月1日の契約を目指すというものになっております。昨年、実際に入札公告を行いましたのが、皆さんにもう一つ配らせていただいている議論のポイントの3ポツに「入札スケジュールについて」があると思うのですが、この第1期目というのが、今年の平成26年度の事業を行うための入札のスケジュールになっております。

これを見ますと、3月の中旬に入札の公告を行いまして、実際に開札を行ったのは26年5月になってしまったということで、26年度に入ってしまったというものでございます。

これを今年はこのようなことがないように、3月中旬までという形式、そのような形のスケジュールで進めていくことを考えております。

これによりまして、大学等がなかなか入りづらいというお話をいただいております、これは「これまでの経緯等」というところの1ポツをごらんいただければと思うのですが、今年先ほど御説明を差し上げましたように、入札の公告が平成26年3月中旬というところで、更に開札が5月になってしまったということなのですが、大学の皆さんのお話では、次年度に事業を開始するために、前年度の3月中に事業を進めることについて確定しないと、人員を雇ったりということが非常に難しいという話をいただいております、そういったことを避けるためにスケジュール管理をしっかりした上で、平成27年度に関しては、3月の中旬に少なくとも開札を行い、4月上旬には契約ができるようなスケジュールとしているということでございます。

時間がなくなってまいりまして、あとは幾つか大きく変更されている部分があるように見えるところに関しましては、内閣府におけます民間競争入札の実施要項の標準例が平成

26年5月に改定されておりまして、そちらに準じた形で記載させていただいております。

また、別添のとおりとしていた記載があったのですが、それを明確化して、標準例等を記載させていただいております。

それ以外の部分については、20ページをごらんください。

20ページでは「再委託の取扱い」ということで、こちら様式第3及び様式第9については、入札説明書にて提示するとさせていただいております。

こちらに関しましては、パブリックコメントにコメントがありますので、そちらで説明をさせていただきます。

ほかの大きな変更については、パブリックコメントの関連を除きますとありませんので、以上で「民間競争入札実施要項（案）」についての説明を終わらせていただきます。

次に、パブリックコメントでどのような御意見があったのかということで、御説明をさせていただきます。

今回、10月27日から11月25日の30日間でパブリックヒアリングをさせていただいております。

まず、1つ目としまして、先ほど7ページのところでお話をさせていただきましたが、2か月に1回以上という頻度での確認を行うことという要件を記載しておりますが、この部分に関しまして、受入れ機関である大学の多くでは、事務担当がおらず、また、そういう状況であるが故に、受入れ担当教員がその確認をすることになってしまうということをお聞きくださいという話がありました。受入れ担当教員であれば、当然、その研究の進捗は把握しているのですが、健康状態だったりとか、そういったほかの要件に関して、把握をするのはなかなか難しいというような御意見がございまして、今までが1か月に1回だったということで、2か月に1回というのは最低の条件であるというコメントがございました。これに関しましては、今回、1か月に1回から2か月に1回ということで要件を緩和させていただいておりますので、今回、この変更内容に関して支持をいただいたものと考えております。

次に、2点目になりますが、13ページをごらんください。

13ページの④になりますが、「研究の質の確保」というところが御指摘を受けている事項になります。

ここに関して、研究内容又は経費使用に不正行為がないということをお聞きくださいという要件を入れるべきではないかという御指摘を受けております。この部分に関しては、研究の質の確保をどのように行うかという観点で、考えるべき点が2点あると考えております。

その1点目が特許庁と事業者の契約の間の中で、まず、この研究の質の確保がしっかり保たれているかどうかということと、あとは事業者と研究者間でその研究の質の確保が適切にとられているかという、2点であると考えておりまして、その点に関して検討しましたところ、まず、実施要項（案）の21ページをごらんください。

21ページのところに、これは「契約の解除等」という項目で、特許庁と事業者間の契約

という意味になりますが、この「ウ」の部分をごらんいただきますと、本契約の履行に関し、事業者又はその使用人等に不正な行為があったときのものになり、これで実質担保されているということだと考えております。

2点目の事業者と研究者間ということに関しましては、34ページをごらんください。

34ページに関しましては、過去に、研究活動における不正行為、研究費の不正使用、公序良俗に反する行為をしたことが明らかになったとき、契約の解除ができるという話になっていたのですが、この研究の質の確保というのは、「過去に」というのが曖昧な表現になっているということですので、ここは「過去に」を削除いたしまして、実質やっていた研究に関する質の確保という部分でも、契約の解除ができるようにと変更をさせていただいております。

次に3点目になります。

3点目は別紙3ということで、30ページになります。

30ページのところになりますが、問2と問3ということで、これは研究成果報告会に関するアンケートなのですが、これまで「大変満足、満足、やや不満、不満」となっていた状況でございます。

まず、1点目の御指摘としましては、どちらとも言えないという真ん中の指標を入れるべきではないかというもので、もう一つは「大変満足」があるのに「大変不満」がないのは不均衡ではないかという御指摘を受けています。これは我々として、いわゆる恣意的な形になっているのではないかという御指摘であると理解をいたしまして、今回「大変満足、満足、不満、大変不満」という形式に直させていただいて、御指摘に対して対応させていただきました。

最後の4点目になります。

4点目に関しましては、20ページにあります「再委託の取扱い」をごらんいただければと思います。

こちらに関しましては、再委託ができるという形式の契約になっているわけなのですが、この部分に関しまして、まず、第1点目の御指摘というのは、様式第9の別紙2、別紙3、別紙4という記載がここにあるのですが、これはパブリックコメントをしたときには添付をしていなかったということがありまして、それは何でしょうかという御指摘がまずありました。

また、再委託の取扱いについて、こちら⑫の「イ」の（ウ）になりますけれども「様式第9（別紙3）の条件に該当する第三者に対するものである場合」という部分について、要はわからないと指摘を受けております。つまり、添付をしていなかったのも、わからない状況でありますと、過去に委託を受けて仕事をされていた方と新規に入ってきた方では、いわゆる不公平が生じるのではないかという、新規の方はその条件を知らないのではないかといた御指摘を受けております。

承認の基準を明らかにしておくべきではないかということで、先ほどの御指摘をさせて

いただきましたように、様式第3、様式第9については、入札説明書にて提示を行いますという話をさせていただいております。

また、こちらの基準に関しましては、もともと経済産業省で公表している基準をもとにしているものでございますので、その基準については特に大きく問題はないかと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御紹介・御説明いただきました本実施要項（案）につきまして、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○石田専門委員 こちらの案件の事業者の仕事というのは、要は後方支援ですよ。研究したいという人を募って、面接なりヒアリングをして選定し、その方を実際に派遣し研究してもらって、報告をしてもらうというのが事業者の役割ですよ。

それで伺いたいのは、そうであるのに、13ページの確保されるべきサービスの質のところに「研究の質の確保」というものが事業者に課せられています。

そうすると、事業者は2か月に1回、研究の進捗状況を報告させると言っていますが、進捗状況を聞いて、何か困っているのですと言ったら、何か適切なアドバイスとか、そういうことというのをやるのもお仕事なのですか。

○内山知的財産活用企画調整官 こちらに関しましては、後方支援ということではもちろんそれも1つの仕事ということであるのですけれども、実際にこちらの研究者が何かしら研究の内容について、こういった情報が欲しいということがあった場合に、その情報に対して、例えばこういう書籍を買って見たらどうですかということで、書籍を買う予算等もつけていますし、加えて、当然、それに対するそのネットワークも研究機関が今回の場合は支援する者として、例えばこちらをごらんいただきたいのですけれども、25ページになりますけれども、こちらに研究員3名、補助研究員4名ということで、7名の体制で支援をさせていただくという形をとっております、そういったことに対して、適切なアドバイスができる者であるということが必要であると考えています。

○石田専門委員 では、本当にその派遣する研究者をいろいろな意味でサポートする。

○内山知的財産活用企画調整官 おっしゃるとおりでございます。

○石田専門委員 そうすると、研究の質の確保と言ったときに、私も大学に勤めておりますので、それを研究成果報告会のアンケートで質を確保できるのでしょうか。研究の質の確保というのは、やはり査読論文数とか、そういったもので測るべきだと思うのですが、そこはいかがなのでしょうか。

○内山知的財産活用企画調整官 研究の質の確保に関しましては、1年目に研究者の募集・選定を行っていくということで、当然、募集・選定を行っていくときに、まず、どの

研究者がその選定に値するののかという評価をしていただくというようなことについても、こちらの事業者にやっただくということになっておりまして、まず、その「研究の質の確保」ということに関しては、確かにおっしゃるとおりアンケートだけでいいのかということについては、おっしゃるとおりだと思います、実際にその研究者の募集・選定のところで、まず、しっかりとした選定を行うと。

基本的には研究者の募集に関しまして、きちんとした選定を行っていることが、まず、第1の選定になります。加えて、第2点としまして、実際に報告されている内容ということでの形で不十分かもしれないところがあると理解はしているところなのですが、ただ、その研究報告会というものがしっかりとしたものであるかというのを聴講者の方からの評価でひとつしっかり事業が推進されているかの評価を行っているということでございます。○石田専門委員 事業者と研究者が取り交わす契約書も中に入っていますけれども、この契約書の中には、例えばきちんとした研究を担保するために、必ず査読付論文を何年以内に何本とか、そういう条件はないのですか。

○内山知的財産活用企画調整官 査読付の論文数何本というのは、この部分には特にないという状況になっておりまして。

○石田専門委員 では、査読はなくてもいいから、公表をするということで、論文を必ず何本とかというのものもないのですか。

○内山知的財産活用企画調整官 研究成果の報告においては、どういった論文を利用したのかということについては、きちんと報告をすることは間違いありませんけれども、ただ、それがどれだけの量であったかどうかということについては、出すということにはなっていないということになります。

○石田専門委員 一般的に研究者を派遣する、研究をちゃんとしてねということであれば、やはりきちんと最後の成果物は研究の質を確保できる形で出して頂きたい。言葉は悪いですが、ごく内輪の29人ぐらいの大会の研究成果報告書だけというのは、どうなのでしょう。きちんとやはり、まず、事業者と研究者の間で、それは結局、特許庁も関与されていらっしゃるわけですから、査読が最初はなくてもいいですけども、せめて2本とか、3本という、あるいは最低1本でもいいですけども、そういうやはり投稿論文の記載というのはあるべきではないかと思います。また、事業者の方がその研究をサポートするというのであれば、中間報告会というものもおありですよ。

○内山知的財産活用企画調整官 ございます。

○石田専門委員 中間報告会のときに、たくさんいろいろな方から有意義な指摘を受けることができるというのが、研究の質の確保に重要なことなので、中間報告会のときの参加人数を求める「研究の質の確保」という意味で条件とするのはいかがでしょうか。たくさんの方が来てくれたほうがいいわけではないですか。在野の人も含めて、企業とか。そのようなことも是非ご考慮に入れていただけたら嬉しいと思いました。

○内山知的財産活用企画調整官 実際に中間報告会をさせていただいて、多くの方に

来ていただくというような形をとって、質の確保を図っていくということについては、是非行っていく方向で考えていきたいと思っています。

○稲生主査 基本的には、これは事業者さんをお願いしたいのは、ロジスティックみたいなところなのですね。

つまり、事業者が優秀な研究者を輩出するとか、それ自体は目的としていないわけですよ。だから、そこがやはり、今、石田先生から御指摘があったように、本当の意味での質の高い研究者をこの事業を通じて輩出すること。これ自体を事業者をお願いしたいとなってくると。確かに査読論文数とか、要するに受理されたというところまで見なければいけないのかもしれませんが、ただ、実際にそこまで評価していると、運営上は難しいですよ。つまり、査読してから時間がかかるところもあるものですから、審査の期間もありますので。

だから、その点はちょっとそもそも論かもしれませんが、どこまでを事業者さんに要求しようとしているのでしょうか。あくまでも基本的にはロジスティックなのか、あるいは新しい研究者をどんどん輩出するというところまでも含めてお願いしたいと考えておられるのか、そこは一応確認をさせていただきたいのですが、どうでしょうか。

○内山知的財産活用企画調整官 稲生主査からの御指摘を受けましたように、後方支援というか、ロジスティックなところが主な部分であるということについてはおっしゃるとおりでございます。

ただ、そうは言いながらも、どこかの旅行会社みたいなところがいわゆるどこかのビルを借りて、適当に研究機関にアクセスをとってくださいますとか、そういった形というのは、実際に考えている研究者の輩出というところにはつながらないと考えておまして、少なくとも研究者に対する後方支援における、ある程度の研究的な要素の部分は、是非ともこちらの事業者にやっていただきたいということでございます。

○稲生主査 そう考えていくと、先ほど石田先生からお話がありましたけれども、13ページの④の「イ」は確かにロジスティック全般について、サポート業務を含めて評価することになるでしょうから、これはよろしいのではないかなと思っておりますけれども、まさにその研究の質の部分をどこまで評価するかというときに、先ほど冒頭でおっしゃっていましたが、この目的というのは、もちろん精通した研究者の輩出もありますが、2つ目にはネットワークの構築とか、こういったようなものも御説明いただいたところでありますので、そのネットワークというものをやはり多くの人に見ていただく、聞いていただくという部分になりますと、④の「ア」のところで「有益」とか有益でないとか「満足」とかそういうものは確かに重要な視点かと思いますが、何か報告会の参加者の数みたいなものですかね。もしこれが過去のデータがあるのであれば、その目安みたいなもの。これはやはり中間報告の段階でも結構なのですが、何かこれをデータ化して、何か目標とするというようなものを入れたほうがいいのかもかもしれませんね。

ですが、ただこの中間報告会が、毎年人数が全然違っているとか、あるいは今回ですと、

まだ始めたばかりなので、データがないとなるとちょっと確かに質の設定で難しい部分があるのですけれども、せめてその参加者人数とか、ここら辺というのは、一定のデータというのはお持ちなのでしょうか。

○内山知的財産活用企画調整官 過去の事業を進めておりますので、参加者人数のデータというのはもちろん把握をしております。

○稲生主査 そうですか。

○内山知的財産活用企画調整官 ただ、非常に難しいところがございます、といいますのは、知的財産の研究と呼ばれるもので、たくさん研究をされている、現場の皆さんが関心を多くお持ちの分野もあれば、必要なのだけれども、余り関心を持たれないという研究報告もございますので、一律に参加者人数を縛るといというのは、実は難しいということがございます。

実際に、今、はやりの事項のテーマであれば、参加者人数は増えるのですが、2、3年後には大事になりそうだという研究調査報告について行ったりすると、余りまだ皆さん関心を持っていないので、参加者人数が集まらないう。なので、一律ではちょっと難しいかなというところを思っております。

ただ、参加者人数を増やすということについては、当然、今でも事業者に頑張っていたいていうことになっております。

○稲生主査 ですから、そうすると特許関係に関心があるような機関とか、研究者の数というのは恐らくある程度大体把握できますよね。

○内山知的財産活用企画調整官 はい。

○稲生主査 ですから、一応ちょっと御努力いただいて、設定が可能であるなら、強い要望が石田先生のほうからあったものですから、ちょっと御検討いただきたいなどは思っていますので、よろしければちょっとお願いをいただけますでしょうか。

○内山知的財産活用企画調整官 そうですね。例えばなのですが、研究の質の確保ということで、多くの方を集める努力をすべきという、それはごもっともな御指摘だと思っておりますので、声をかける機関を、多くするという形での対応ということであれば、声をかけることはできることですので、実質今もやっているということだと思っておりますので、そういった形での検討をさせていただくというのはいかがでしょうか。

○稲生主査 どうですか、石田先生。やはり出席者。

○石田専門委員 研究者を育成したいのですよね。そうすると、興味を持っている方を育てたいというのがあるわけですね。なので、そうすると、今、研究していないけれども、ああこういう分野もあるのだという、知らしめるということもあると思うのですよ。

○内山知的財産活用企画調整官 ええ。

○石田専門委員 なので、そうすると、もっと工夫をいただかないと、去年は29人の参加者だったのですよねというお話だと、小さいところで小さいままやっていると、いつまでもこれは広がらない。狭い分野だからこそ、育てなければとっておきながら、研究成果

報告会が小さいところでアンケートをとって、やや満足、大変満足が多くて、それで研究の質が確保されたかということ、どうも個人的に納得がいかないですね。

もっと広げていきたいわけですね。

○内山知的財産活用企画調整官 はい。

○石田専門委員 そうすると、おっしゃるように、知的財産権は非常に重要なので、関心がある方は企業の中にもたくさんいらっしゃると思うのですよ。なので、今まで声をかけていないようなところにも声をかけるとか。ただ、実際に参加人数を書き込むかどうかというのは、これからやっていってのことだと思うのですけれども。最初やはり新しいことを少ししていただきたいと思います。ですから、最初、声かけだけでも構わないのですが。あとやはり中間報告会もたくさん人が来て、研究者ではないようなところからの質問も、結構研究者は刺激を受けたりするので、やはりその辺は広くたくさん参加者を増やしてほしい、そして、そのような努力をモチベートする何かを工夫を考えていただきたいです。私からはここまで結構です。

○清水専門委員 あれではないですかね。

それでこういう後方支援のやり方で、質の担保がどのぐらい実態的にできるのかというのはよくわからないのだけれども、もし知らしめたいということだったら、この研究成果の内容を例えば小冊子みたいなものにまとめて必要機関に送るようなそういうことをされたほうがむしろいいのではないですかね。

それをどこまで送ったかという話でいいのではないかという気もするのです。

○内山知的財産活用企画調整官 現在、先ほど冊数が減ってしまっているということもあるのですが、170冊を刷りまして、130機関の関係各機関に配付を既にさせていただいております。

○清水専門委員 それで、そこから、例えばある種の内容を見てもらって、意見をもらうような、そういう方法しかないような気もするのです。

○稲生主査 どうですかね。もし、そうであるとすれば、今のやり方を踏襲して、より報告書を要するにわかりやすくするとかわかりませんが、何かそこにアンケートを盛り込んでいただいて、どう思われるかと、また更に情報をとるといった形かなと思います。

○内山知的財産活用企画調整官 是非報告書を、現在、130機関、170冊ということで、現在の仕様書になっていますけれども、これについて、よりしっかりとした形のフォローアップを図って、先ほどのより多くの人に来ていただけるような形を実際の運用の中でやっていきたいと思います。

○清水専門委員 そもそも何で冊数が減ったのですか。

○内山知的財産活用企画調整官 冊数に関しては。

○清水専門委員 関心がなくなってきたとか。

○内山知的財産活用企画調整官 いや、関心がなくなったというよりも、実際に研究機関に配付していた数で、それ以外の分は余部になり、多少、無駄があったということで、適

正化したということでございます。

○清水専門委員 なるほど。

○稲生主査 それから、先ほど石田先生のほうからあった査読の関係ですけれども、だから査読を通らなければまずいでしょうというものも、なかなか評価として時間がかかりますよね。だから、投稿した本数かあるいは査読論文ではないのだけれども、交換されているものに投稿するとか、多分、そういう話ですよ。最低限だと思っておりますけれども。

それを研究の質の確保に書くかですが。

○石田専門委員 今、事業者と研究者の間にそこが書いていないのですよね。

だから、逆にそこを書いていただければ、研究者もきちんと質の高い研究をしなければいけないと自覚すると思うのです。

これでは、お金をもらったら、もらいつ放しみたいな。

○稲生主査 だから、場合によってはそこに投稿することに努めることぐらいを最低限書いていただいとかな。

そういうような形で確かに念押ししておくというのはあるかもしれませんが。もらいつ放しでošimai、あるいはそれに30分ぐらい報告してošimaiというのではなくて、きちんとした形の論文で成果を報告していただくというのがやはり大事なことは大事だと思います。

ただ、その部分をここの研究の質の確保に入れるのはきついと。

○石田専門委員 そこは入れなくて別にかまわない。後ろにちゃんとあれば。

○稲生主査 その点はどうですか。少し書き加えたりできるものですか。

これは要項の範囲に入ってくるのかな。ちょっとそこら辺あれなのだけれども。

要項の範囲なら我々の議論の対象になりますけれども、どれを見れば。

○内山知的財産活用企画調整官 見ていただくのは、31ページのところからになると思うのですけれども、これが「(研究者派遣事業)」ということで、研究者と研究機関における契約書になっています。

こちらのところにおきまして、この。

○稲生主査 「(乙の義務)」を読めば。

○内山知的財産活用企画調整官 そうですね。「(乙の義務)」というところになるかと思えます。

○稲生主査 あれですか。これが、今、そういう意味では報告書のみになっているのかな。32ページの第6条というのかしら。6ポツを見ると報告書を作成して提出するということですね。それだけですね。あとないものね。

○石田専門委員 3ポツで「毎月」で、7ポツで「研究成果について発表を行わなければならない」と、8ポツで報告書。

○稲生主査 要するに報告会の報告書ですね。

○石田専門委員 そうですね。

○稲生主査 だから、要するに科研費とかだと、論文の公表をしてというのがありますよね。

そこも加えられますかね。論文をきちんと交換されたものに。査読とは言いませんけれども。

論文仕様のものを掲載するようなことですがね。

○石田専門委員 契約なので、結局、もう実際に帰って来て、研究成果報告会が終わった後でも、帰ってきてから何年以内に投稿論文何本と書いてあれば、しなければいけないという、向こうには義務が生じると思うのですね。

○稲生主査 査読がなければ、一般の研究者であれば、実はハードルが低くて、望ましくありませんけれども、大学の紀要という最終手段もあることはあるのですけれども、ただ、最近、科研を取ったような場合には、紀要はちょっときついで、やはり対外的に出されているようなそういうような論文集に出していただくというのが最低限課されるのが内部的にも結構ありますよね。サバティカルリープでも、結構、そういうものが義務になっていますので。

○内山知的財産活用企画調整官 まず、第1点としましては、今回、3事業があるのですけれども、招へい研究者事業に関しては、その期間が多少短いということがございます。

短期と中期ということで、短期になりますと1月という短い期間もありますし、また中期でも3月から6月という、もうちょっと長いこともあるのですけれども、ちょっとその期間でしっかりと論文のその掲載に努めるというのは非常に厳しいハードルであるという点が、まず、第1点に挙げられると思います。

○清水専門委員 その成果発表会のときに、研究成果発表会というのは、どの程度のグレードというか、どの程度のあれでまとめられているのかわからないのですけれども、とりあえずはここで書かれる内容そのものが成果ではないかと思うのです。

論文で出すということになると、ある程度の時間も必要だし、やはりこの期間で出せるかどうかというのは、そんなことは本当にできるのかなという気が私はするのです。

だから、この研究成果の、ちょっと実物を見ていないからわからないけれども、この中で書かれたものがある種の論文とは言わないけれども、そういう研究したことに対応する内容だというように見るので、これをちゃんと送ってもらって、それに対する意見が例えば有益だということならば、それはそれでこの事業が成功して、後方支援したということになるのではないかと私は思います。

○内山知的財産活用企画調整官 我々としても、こちらを特別研究者事業のところでも、特に記載をしているのですけれども、若手研究者というものの育成というところを考えております。更に我々、あくまでも研究テーマの例示はさせていただくのですけれども、産業財産権にかかわるものになりますけれども、自由なテーマを選んでいただいた中で、活動していただくということでもございますので、その研究報告会を踏み台にしてというわけではないのですが、更なる研究という形式で、現在もやっていますし、これからもそ

のような形で支援をしていきたいと思っております。

ただ、研究成果をより幅広い形で皆さんに使っていただけるようにということについては、より運用の範囲で考えていきたいと思っています。

○稲生主査 わかりました。

いろいろな意見が出ていますけれども、そうすると、運用でやはり成果を出していただくということを、是非周知するようになっていただけますでしょうか。

○内山知的財産活用企画調整官 はい。

○稲生主査 やはり、研究者としてはやはり論文にして何ぼだというところがありますので、ただ一方で支援するということでは自由な立場で研究をしていただいてという、むしろその研究自体を重んじるということも確かにあろうかと思っております。

ですので、13ページのところは、現状どおりで一応よろしいでしょうか。

むしろ運用でよりきちんと研究いただくということで、多少その点は厳しく言っていたくこともあろうかということも事業者の方にも是非周知いただければという。募集の際には是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○内山知的財産活用企画調整官 御意見ありがとうございます。

○稲生主査 では、よろしいでしょうか。

○石村専門委員 私から確認の意味でちょっと伺いたいのですが、知的財産研究所一者応札が継続という形で、実施要項の資料の24ページで、実施に要した経費が1億4,400、1億4,600、1億4,700という形で上がってきていると。1つはやはりこれは一者応札ということが続いているからということで、どうも人件費が上がるのは致し方がないかなと思うのですが、事業費、これはもしも競争入札になったら、普通は下がるのではないかなと。そのための努力として、いわば前回、どうもそのスケジュールが余りにもタイト、厳しかったので、一者応札にならざるを得なかったと。だから、そこを改善したことによって、今後、二者以上、複数の応札が可能だというお考えだということですよ。まず1点ちょっと確認したいのが。

○内山知的財産活用企画調整官 我々は大学のまさに、MOTとかMIPというような形での活動をされている専門職大学院の方々等にお話を聞きましたところ、やはり3月というところで確定した形での契約を結べるような状況でないと、なかなか参入がしづらいという話を聞いておりますので、そういった意味では、今回、このスケジュールを1月下旬に公告をして、1か月以上公告期間を置いた上で、3月の半ばには確定できるということから、今回は入札に応募いただけるのではないかと期待しております。

実際に、お声がけについては、当然、行っていくつもりでございます。

○石村専門委員 今のお話だと、やはり事前にちょっと業者の方に確認して、一番大きな参入障壁となったのがやはりスケジュールだったと分析されて、今回はそのスケジュールをちゃんと調整したので、二者以上、応募してきてくれると予想されているということですよ。

○内山知的財産活用企画調整官 おっしゃるとおりです。

昨年、実は同じように委員会をさせていただいたときにも、そこが一番の問題であるというヒアリングの結果から、実際には早めようと努力をしていたところなのですが、予算査定の仕様変更等の問題がありまして、結局、本当は1月の予定だったのが3月になってしまって、仕様書も大幅に変えて参入していただけるようなつくりにしたにもかかわらず、昨年は残念な結果になったということです。今年はその改善した形でスケジュールを進められるということであれば期待を持てるのではないかと考えております。

○石村専門委員 ありがとうございます。事業経費も参入されることによって下がっていくはずだと思うので、ちょっと右肩に上がっているのがちょっと気になったので、22ページ。

○内山知的財産活用企画調整官 平成26年度に関しましては、先ほど御説明を差し上げました国内の研究者の人数を、5名だったのを3名に減少させていただくということになりまして、そのかわり招へいの派遣研究者と招へい研究者の4名に増加させていただくということに変更させていただいております。

これは、昨年の委員会でも御説明を差し上げたのですが、そのような御指摘を財務省からいただいております。それに従ってやらせていただいているということになります。

ですので、いわゆる国内での研究費が、委託費用のかかる部分というのは少なくなりますので、要は海外に派遣したりとか、招へいしたりしますと、その分お金がかかるということでございますので、平成26年度上がっている部分については、その点が大きな要因かと考えております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

もう一つ、ちょっと。意見募集で、2者から意見があったということなのだけれども、これは2者というのは、やはり知財研ではない。全く違う業者さんですか。

○内山知的財産活用企画調整官 基本的には、パブコメになっていて、特定がちょっとできないというところがあるのですが、ただ一番上のものだけは、過去、派遣研究者として派遣をさせていただいていた方から御意見をいただいているものと理解しています。

ただ、ほかの3つにつきましては、ちょっと特定ができないという状況になっております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはいたしません。

実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたく存じますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後の実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、特許庁におかれましては、実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。